

カジノ法案の廃案を求める決議

- 1 自民党、維新の会、生活の党の3党より、2013年12月5日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「カジノ法案」という。）が衆議院に提出された。

カジノ法案は、2014年通常国会において継続審議となり、今臨時国会で法案が審議される。

カジノ法案は、刑法が禁止する賭博罪の違法性を阻却する事由を欠いている上に、ギャンブル依存症患者の問題、青少年の健全育成への悪影響などの問題など多数の問題を孕む欠陥法案である。

- 2 カジノ法案は、「特定複合観光施設」（カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするもの）の中に、カジノ施設の設置を認めるというものである。

- 3 そもそも、カジノは賭博場の設置であり、賭博場の設置は刑法で刑罰の対象とされている。

そして、刑法が賭博場の設置を刑罰をもって禁止した趣旨は「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風（憲法二七条一項参照）を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」という点にある。

カジノ法案により、カジノという賭博場の設置を解禁することは、刑法が賭博の罪を定めることによって守ろうとした保護法益をまさに損なうことになるのであり、違法性が阻却される特別な事由なしに到底容認されるものではない。

カジノ法案においては、違法性が阻却される特別な事由は、法案の中に一切うかがわれない。

なお、特別法により公認されている競馬、自転車競技などは、①施行者が地方自治体または政府全額出資の特殊法人であること（公設）、②運営機関が非営利法人（自治体や国の外郭団体を含む）であること（公営）、③収益は社会貢献活動に使用すること（公益）を主たる要件とすることを理由として、刑法上の違法性が阻却されるとされてきたが、カジノ法案は、上記①ないし③の要件を充たしてもいない。

多額の賭金による人々の射幸心を煽るカジノの設置は、ギャンブル依存症患者や多重債務者を増加させるおそれがある。

また、賭博場設置周辺地域での風紀や住環境・教育環境等の悪化、賭博場周辺には享乐的な施設もできやすく、暴力団や外国人犯罪組織等の反社会的勢力の横行などの問題が頻発するおそれがあり、青少年の健全育成に対する悪影響をもたらすが十分に予想され、カジノ法案は、新たな人権侵害を誘発するおそれがある。

カジノ設置を推進する立場からは、カジノ設置による経済的効果が声高に上げられている。

しかし、カジノ設置によるギャンブル依存症患者の労働力の喪失、治療費の負担、失業に伴う生活保護費の支出などの経済的損失を考えれば、カジノ設置による経済的効果が疑わしいものであることは明らかである。

実際、カジノ設置が解禁された隣国の韓国では、2009年のギャンブル産業の売り上げが、16.5兆ウォンであったのに対し、ギャンブルにより生み出された経済的損失は60兆ウォンであったとの報告もなされており、カジノ設置の経済的効果は甚だ疑

問である。

- 4 以上のとおり、カジノ法案は、刑法が禁止する賭博罪の保護法益を侵害するばかりか、ギャンブル依存症患者の問題、青少年の健全育成への悪影響などの新たな人権侵害を生み出す悪法である。

自由法曹団は、カジノ法案の廃案を強く求める。

2014年10月20日

自由法曹団 福井・あわら総会